

インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

板橋区保健所予防対策課

板橋区では、公害健康被害被認定者の方を対象に、インフルエンザ予防接種の自己負担金の助成を行います。同封の請求書にご記入の上、領収書を貼付してご請求ください。

1. 対象者 「公害健康被害の補償等に関する法律」による被認定者
 2. 助成額 インフルエンザ予防接種を受けた際の自己負担金額
※原則1回。医師の判断により2回受けた場合は2回分まで助成。
 3. 接種期間 10月1日から3月31日まで
※過去の接種など、この期間以外は助成の対象外になります。
 4. 手続方法 同封の請求書の裏面に領収書を貼付し、直接窓口を持参するか郵送で下記までお送りください。
 5. 請求期限 4月2日（必着）※期限を過ぎるとお支払いできません。
 6. 支払い 書類確認後、概ね1か月後にご登録の金融機関口座にお振込みします。
※昨年度振込み口座ではありません。登録がない場合はご記入ください。
※振込通知はお送りしておりません。ご了承ください。
- 【注意事項】
- ・領収書に、氏名、金額、インフルエンザ予防接種であることが記載され、領収印があることを確認してください。
 - ・「予防接種済票」は領収書ではありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

板橋区保健所予防対策課管理・公害保健係
〒173-0014 東京都板橋区大山東町32-15
電話 03-3579-2303